

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき
公告する。

令和 7 年 8 月 4 日
愛知県知事 大 村 秀 章

記

1 農地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目	面積(㎡)	所有者等の情報
豊橋市下条西町字上茅原 140	田	185	河合 壯一
豊橋市下条東町字上大道 76	田	971	河合 壯一
豊橋市下条東町字上大道 77	田	968	河合 壯一
豊橋市下条東町字上若根 34	田	968	河合 壯一
計 4 筆		3,092	

2 農地を利用する権利の始期等

始 期	内 容	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
令和 7 年 10 月 1 日	賃借権	10年	30,920 円(1,000 円/10a・年)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地

(名 称) 公益財団法人 愛知県農業振興基金
(代表者氏名) 理事長 犬飼 峰宏
(所 在 地) 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号

4 補償金の支払いの方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局豊橋支局に補償金を供託してください。

5 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局豊橋支局において、補償金の還付を受けることができる。